

処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	法令番号	昭和35年第145号
手続名	医薬品等の検査命令	根拠条項	第71条
処分基準	<p>必要があると認めるときは、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者又は医療機器の修理業者に対して、その製造販売又は修理をする医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品について、知事の指定する者の検査を受けるべきことを命ずることができる。</p> <p>検査命令は、公衆衛生の危害の防止の観点から行うものであるが、その要因は多種多様であり、一律に基準を策定することが困難であること、また、過去の実績がないことから、当分の間基準は策定しない。</p>		
対応区分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	薬務課
		交付 機関	薬務課
		目次	28